

受付日		令和2年6月15日	
項番		分類	質問内容
1	質問		①補助金交付額については、「上限45,000円」と記載がありますが、1台あたり45,000円を下回ることはございますでしょうか。 ②補助金交付額が想定より下回った場合、リース料の見直しは可能でしょうか。
	回答		①補助対象内（本体、キーボード、MDM等）において、45,000円を上回る場合は、上限額で交付決定がされると認識しています。内訳書を提出いただきますが、補助対象部分が45,000円に満たない場合は補助金が上限額を下回ることはあり得ます。 内訳書の記入例について、併せて提示させていただきます。 ②補助金交付額が想定を下回る可能性は低いと思われませんが、想定を下回る場合のリース料の見直しについては協議させていただきます。
2	質問		事業者の責によらず、盗難等の事由により補助金の返還義務が発生した場合は、貴市の責任という理解でよろしいでしょうか。
	回答		納品後の盗難については、新居浜市の責任という理解でよいかと思えます。盗難等を理由にする補助金の返還は発生しないものと考えますが、物品の損失の補填については新居浜市の責任で検討いたします。
3	質問		物件の使用場所として、学校内での使用だけでなく、生徒が自宅に持ち帰り自宅で在宅学習用に使用することはございますでしょうか。
	回答		タブレットの使用場所は、学校内に限定しません。校外学習や、家庭学習でも使用を想定していますので、児童・生徒が持ち帰り、家庭学習に使用することは想定しています。
4	質問		①GIGAスクール構想の補助金利用が前提ですが、補助金交付の共同申請及び実績報告書提出スケジュールについてご教授下さい。 ②また、文科省作成の要綱及びQ&Aでは補助金の入金に関わる期日等が示されておきませんが、実績報告書提出後に補助金額が確定し、リース会社へ入金予定はいつ頃かご教授頂けますでしょうか。
	回答		①交付申請については、文部科学省からの内示後に行うものと認識していますが、新居浜市としては現在内示を待っている状態です。実績報告については、「公立学校情報機器整備費補助金交付要綱」第13条におきまして、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに愛媛県教育委員会に提出することとなっております。 ②「実績報告書」提出後、「額の確定通知」が届き、「請求」、「入金」という流れになります。これまでは請求後、1か月程度という目安でしたが、今回の事業については対象の自治体が多いことから、明確な回答はできません。出来るだけ迅速な手続きは行いたいと考えております。
5	質問		①前提の補助金額と実際の補助金額に差異が生じた場合、差額については新居浜市様のご負担という認識でよろしいでしょうか。 ②また、賃貸借契約締結時点では補助金額が確定しておらず、賃貸借開始後に確定することとなりますが、万が一補助金額が変動した場合にはどのような手続きを想定していますでしょうか。
	回答		①②質問1-②の回答と重複しますが、補助金交付額が想定を下回る場合はリース料の変更について協議させていただきます。